

## C) 保護義務者制度について

### 制度上の問題点

松岡 浩

(弁護士)

#### 第1 保護義務者の制度目的と問題点

保護義務者の制度目的は、精神障害者に適切な医療・保護を確保することにある、といわれている。

- ① 保護義務者は、すべての精神障害者に付されているか。
- ② 保護義務者は、精神障害者に医療・保護を確保するうえで必要不可欠な制度か。
- ③ 精神障害者の判断能力の存否・程度いかにかわらず、保護義務者を付することを要するか。

#### 第2 保護義務者制度の問題点

1. 法定保護義務者（後見人、配偶者、親権者、唯一の扶養義務者）は患者が精神障害に罹患したことによって当然に保護義務者とされ、寛解等により終了するが、その始期・終期は明確でない。
2. 選任保護義務者については
  - ① 措置入院・任意入院の場合には、選任を受ける必要はなく、したがって、保護義務者は選任されていない場合が多い。
  - ② 法33条1項の医療保護入院の場合に限り選任を要し、同条2項および法34条の場合には選任を要しない。
3. 「すべての精神障害者」に保護義務者を付することを目的としていたが、決定・選任の保護義務者であるか否か、またいかなる入院形態かによって差異を生じ、また期限（始期・終期）も不明確である。

#### 第3 保護義務の内容上の問題点

1. 扶養義務者に保護義務を負担させたが、扶養義務をはかるに超える保護義務を負担させたものと批判されている。（後見人、親権者は、身上監護、財産管理等の権限を有する）
2. 公的扶養に対し、「私的扶養」の優先性が前提とされているが、私的扶養も核家族化等により期待し難く、保護義務の履行はより困難といわれ、法の見直しにあたっては考慮を要する。
3. 保護義務は「公法上の義務」とされるが、僅かな例外を除いて、その履行を確保する方法が定められておらず、内容広範のわりには、その実行を伴わないものである。
4. 医療保護入院にあたっての同意権限（法33条）
  - ① 医療保護入院にあたって「入院の必要性」という医師の判断のほかにも、保護義務者の「同意」を要求する根拠に乏しい、といわれている。
  - ② このことは、医療保護入院形態の存続、入院要件（複数の医師による判断、判断基準の明確化など）の見直しを迫る問題を含む。

③ わが国の医療の現状、家族の協力等を理由に、現行の医療保護入院を支持する見解もある。

#### 5. 患者の引取り義務など（法41）

① 患者の引取り義務は、措置入院患者に限られるか否か。

② 核家族化等により、患者の引取りは困難となっており、公的・私的な社会復帰（福祉）施設の充実こそ先決である。

③ 家族の支援・医療への協力、その他医療過程における家族の役割については、家族の自発的な協力のみで足りるか、法的対応を要するか。

④ 医療関係者の開放医療への努力とともに、患者の外出・外泊、面会、通信、退院などにつき、家族等の積極的協力が重要であるといわれている。

#### 6. 他害防止義務（法22・①）

① 「公法上の義務」であるにもかかわらず、民法上の「法定監督義務者」とする説が多いが、これを否定する説もある。

② 選任されていないのに、事実上監督義務者と同視しうる者に賠償責任を課す例やこれを否定する例など、その取扱いを検討を要する。賠償義務を課した例でも賠償の現実履行は困難な例が多い。

③ 他害防止は、専門医療機関でも実行困難とされているのに、一般人にこれを期待することはなお一層困難であるといわれている。

④ 他害の場合の被害者救済は不可欠であるが、民事賠償責任を課すか否か、また犯罪被害者等給付金支給法による救済では不十分であることから、より拡充した公的救済制度の検討が必要である。

#### 7. 財産上の利益を保護する義務（法22・①）

① 保護義務者は、禁治産後見人とは異なり、全く代理権を有せず、事実上、財産の散逸を防ぎ、収支を管理する権限のみである。

② 禁治産宣言等は、要件・手続きも厳格で、機能としても十分ではなく、被差別的制度といわれている。

③ 当面、「特別代理人」制度を設け、将来的には、身上監護や財産管理の権限を含む成年後見制度、公的後見人制度などの設置・拡充が提案されている。

#### 8. 優生保護法における優生手術・人工妊娠中絶手術に対する保護義務者の同意権については、廃止すべきものとする説が多い。

#### 9. その他の保護義務

① 知事に対する審査請求権限（法38の4）および②通院医療費の公費負担の申請権限（法32の3）は、その存続に異論がないと思われる。

③ 措置入院費用の負担（法31）、④患者・扶養義務者による医療等の費用負担（法49）はやむをえないが、検討を要する。

⑤ 治療を受けさせる義務（法22・①）、⑥ 医師に協力する義務（法22・②）、⑦ 医師の指示に従う義務（法22・③）は、ほとんど訓示的意義しかないと思われるが、これら諸義務の可否につき検討を要する。保護義務者は、患者の利益のため、医師の指示や協力要請に応じないことも正当とされる場合があるといわれている。

### 第4 保護義務者の選任手続の問題点

1. 精神障害の存否・入院の要否等について、裁判所に実質的なチェック機能を持たせるか否か。

2. 選任手続に、患者を何らかの方法により関与させることの要否。
3. 期間の設定、複数選任、解任等につき定めることを要するか。
4. 保護義務者候補者の適任性の条件は何か。
5. 保護義務者を一定の親族に限ることなく、その範囲を広くする必要があるか。
6. 保護義務者と患者との間の離婚意思、利益相反、その他保護義務の履行を期待しえない場合にも、順位変更・改任手続が機能し難い理由は何かの検討を要する。